



令和8年9月4日

旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する 条例改正（素案）について

世田谷区旅館業法施行条例、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例について、改正の素案をまとめました。

1 経緯

国の施策により共同住宅の一室や戸建て住宅等での旅館業・住宅宿泊事業（以下、旅館業等）が可能になり、区内においても旅館業等の施設数が増加した。これに伴い、ごみの廃棄、騒音等の相談・苦情件数が急増し、区ではこれまで監視指導や事業者への助言等を行ってきた。また、旅館業等には共通する課題が多いことから、本年度より有識者、地域団体、事業者等を委員とした「世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会」を設置した。協議会の中で委員から幅広く意見を伺い、旅館業等の課題を一体的に整理し、条例改正の必要性や方向性について検討を重ねてきた。これを受けこのたび、「世田谷区旅館業法施行条例（改正素案）」及び「世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（改正素案）」を取りまとめた。

なお、本年5月から6月にかけて、特別区長会有志により国に対して「住宅宿泊事業の適正化に関する要望」が行われたが、区では、旅館業と住宅宿泊事業を一体的に検討する必要があること、また、適正な運営を行う事業者への配慮や支援の視点も重要であるとの考えから、この要望書の要請行動には加わず、独自に協議会における検討を進めてきた。これらの考え方については、5月28日に「特別区長会の有志による『住宅宿泊事業の適正化に関する要望』に対する区の見解」として公表した。

2 改正目的

区民の安全・安心の確保および静穏な住環境を維持していくため、事業者が適正な運営を行い、また地域との共生を促進する。

3 主な改正内容

（1）両条例に共通する内容

- 名称、緊急連絡先等を記した標識の掲示
- 周辺住民等への事前周知
- 廃棄物の適正な処理
- 緊急時の駆けつけ要件

（2）世田谷区旅館業法施行条例（改正素案）

- 宿泊者へ地域ルールや注意事項の説明
- 玄関帳場若しくは同等の設備

（3）世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（改正素案）

- 住居専用地域について平日の事業の制限（家主居住型等で条件に合った場合のみ平日の事業を可能とする）

4 区民意見募集

今後、素案の内容を広く区民に周知し、改正にいかすための区民意見募集を実施する。
募集期間：令和8年9月15日（火）～10月6日（火）